

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和6年9月13日（金）
午前10時開会、午後0時21分閉会
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
 - (1) 付託された議案の審査
 - ①議案第61号 土浦市国民健康保険条例の一部改正について
 - ②議案第64号 土浦市生涯学習館条例の廃止について
 - ③議案第65号 土浦市青少年の家条例の廃止について
 - ④議案第68号 令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
 - ⑤議案第69号 令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
 - ⑥議案第70号 令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）
 - (2) 付託された請願・陳情の審査
(新規分)
 - ①受理番号13 土浦二小前交差点の通学路点検に関する陳情
 - ②受理番号14 匂橋付近～下高津一丁目交差点の通学路点検に関する陳情
 - ③受理番号18 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
 - (3) 請願・陳情によらない意見書の提出について
 - ①医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書
 - (4) その他
 - ①学校給食費の見直しに伴う諮問について
 - ②土浦市国民健康保険生活習慣病予防講演会について
- 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	矢口	勝雄
副委員長	田中	義法
委員	吉田	千鶴子
委員	鈴木	一彦
委員	勝田	達也
委員	福田	勝夫
委員	平岡	房子
委員	根本	法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（22名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	中川 光美
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	岩田 幸一

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日は文教厚生委員会へ付託されました議案が6件、新規の陳情が2件、請願が1件、請願・陳情によらない意見書の提出が1件、その他が2件ございます。順番としましては、議案の審査、その他、請願・陳情、意見書の審査の順番で進めてまいります。本日委員は全員出席でございます。それでは、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。資料は、本会議、令和6年、第3回定例会、事前配付資料、議案58号から77号を御準備ください。また、委員の皆さんにお願いです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言するときに意見として入れたい旨をおっしゃってください。はじめに、議案第61号土浦市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 議案第61号土浦市国民健康保険条例の一部改正について、説明させていただきます。まず、改正理由でございますが、行政手続における特定の個

人番号を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に、また、その一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年8月14日にそれぞれ公布され、健康保険被保険者証の廃止部分については、令和6年12月2日より施行されることとなりました。上記改正法により、国民健康保険法から被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除をされることとなったため、同法に基づく本市の条例からも被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除するために、土浦市国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。施行日等につきましては、令和6年12月2日から施行することとし、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

○矢口委員長 委員の皆様、質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第61号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第61号土浦市国民健康保険条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第64号土浦市生涯学習館条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○矢内生涯学習課長 資料の18ページを御覧ください。議案第64号土浦市生涯学習館条例の廃止について、説明いたします。生涯学習館は老朽化や耐震性などの問題から、公共施設等再編・再配置計画に基づきまして、令和6年度末に閉館する方針が示されました。各学習団体の活動を止めることなく、代替機能がおおむね確保できていることが確認され、今年度末をもって施設を閉館とすることから、土浦市生涯学習館条例を廃止するものでございます。施行日は、令和7年4月1日となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第64号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 異議なしと認めます。よって、議案第64号土浦市生涯学習館条例の廃止については、原案どおり決しました。つぎに、議案第65号土浦市青少年の家条例の廃止についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○矢内生涯学習課長 資料の20ページを御覧ください。議案第65号土浦市青少年の家条例の廃止について、説明いたします。青少年の家は、稼働率の低さや施設の老朽化などが課題となっており、先ほどの生涯学習館と同様、令和6年度末をもって閉館する方針が示されたところでございます。利用団体の代替機能はおおむね確保できていることが確認され、今年度末をもって閉館とすることから、土浦市青少年の家条例を廃止するものでございます。施行日は、令和7年4月1日となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第65号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号土浦市青少年の家条例の廃止については、原案どおり決しました。ここで暫時休憩します。休憩中に分科会を開催いたします。

(午前10時6分休憩)

(午前10時18分再開)

○矢口委員長 文教厚生委員会を再開いたします。議案第68号令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 議案書の46ページをお願いいたします。議案第68号令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、御説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ2,386万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億932万4,000円とするものでございます。それでは、歳入から説明させていただきますので、51ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項、1目社会保障税番号制度システム整備費等補助金につきましては、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする制度に移行されることに伴うシステム改修に関する費用全額が国の補助金により支援されることから、187万円の増額補正をお願いするものでございます。7款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金につきましては、委託料のうち、資格確認書用紙に関する費用については、国・県による財政支援措置がないことから、38万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。8款繰越金、1項、1目繰越金につきましては、令和5年度決算剰余金による繰越金の増額でございます。つづきまして、歳出でございます。52ページをお願いいたします。1款総務費、1項、2目賦課徴収費につきましては、歳入で御説明いたしましたシステム改修に伴う部分で、新たに発生する電算委託料225万8,000円の計上をお願いするものでございます。6款基金積立金、1項、1目基金積立金につきましては、決算剰余金による繰越金を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。なお、今回の補正により、財政調整基金の残高状況でございますが、5月末現在17億1,896万9,159円に今回の積立金を加えますと、17億4,057万4,058円となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等はございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第68号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第68号令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第69号令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 議案書53ページをお願いいたします。議案第69号令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、説明させていただきます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ151万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,902万9,000円とするものでございます。令和5年度決算に伴う剰余金について、補正をお願いするものでございます。歳入から説明させてい

ただきますので、58ページをお願いいたします。4款繰越金、1項、1目繰越金につきましては、令和5年度決算剰余金による繰越金の増額でございます。つづきまして、歳出でございます。右のページ、59ページを御覧いただきたいと思います。歳出、4款諸支出金、2項、1目一般会計繰出金につきましては、令和5年度決算剰余金による繰越金を一般会計へ返還するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 なきようですので、採決をいたします。議案第69号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、原案どおり決しました。つぎに、議案第70号令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 議案書60ページをお願いいたします。議案第70号令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、御説明いたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億792万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億8,284万8,000円とするものでございます。令和5年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うもので、介護保険の制度上、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。また、4月1日付け人事異動によります職員人件費の補正を行うものでございます。65ページをお願いいたします。65ページのほう、4款、1項、1目介護給付費交付金につきましては、令和5年度介護給付費の精算に伴う追加交付分でございます。7款、1項、4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、令和5年度精算による国・県からの低所得者保険料軽減負担金の追加交付分に市の負担分を合わせて、介護保険特別会計へ繰入れするものでございます。8款、1項、1目繰越金につきましては、令和5年度介護保険特別会計の歳入総額125億8139万余円に対しまして歳出総額124億9,782万余円、歳入歳出差引額8,357万余円となりましたことから、この決算剰余金を令和6年度の歳入に繰り入れ、介護給付費準備基金積立金や国・県への返還金、一般会計への繰出金の財源とするものでございます。つづきまして、66ページをお願いいたします。歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費、職員人件費及び3款、2項、1目一般介護予防事業、職員人件費につきましては、4月1日付け人事異動により事務職員が1名減となり、専門職員が1名増となったことから、一般管理費の職員人件費を減額し、一般介護予防事業の職員人件費を増額するものでございます。4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和5年度の支払基金交付金追加交付分などについて、介護給付費準備基金へ積立てを行うものでございます。67ページをお願いいたします。5款、1項、2目償還金につきましては、国・県支出金及び支払基金交付金の地域支援事業分について、令和5年度の実績が見込みを下回ったことから、超過受入分について、返還するものでございます。5款、2項、1目一般会計繰出金につきましては、令和5年度に受入れた市負担分の超過受入分を一般会計に返還するもの及び重層的支援体制整備事業への追加繰出しでございます。なお、現在の基金残高は5億4,919万9,370円となっており、今回の積立額3,415万6,399円を加えますと、5億8,335万5,769円となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

(「なし」という声り)

○矢口委員長 なきようです。それでは、採決をいたします。議案第70号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)については、原案どおり決しました。以上で付託された議案の審査は終了となります。つづきまして、その他に入ります。はじめに、学校給食費の見直しに伴う諮問について、執行部より説明をお願いいたします。

○小池学校給食センター所長 資料のほうですが、ホーム画面に戻っていただきまして、文教厚生委員会、令和6年、9月13日開催の資料5でございます。本市の学校給食費につきましては、令和2年度に食品価格の値上げ及び文部科学省の学校給食摂取基準に適合するための改定を行い、現在市立の1年生から6年生が月額4,200円、7年生から9年生が月額4,700円、教職員と茨城県立土浦一高附属中の生徒及び教職員が月額4,900円となっております。なお、市立の児童生徒については、月額200円の公費負担をしているところでございます。しかしながら、近年のエネルギー価格の上昇や物価高騰に伴う給食の基本であるパンや御飯などの主食や、牛乳などの値上がりにより、副食費、おかずにかかる食材費が圧迫され、給食の質や量、栄養価を維持することが難しくなったことから、令和4年の10月分から、こちらは1食当たりの額となりますが、児童が12円、生徒等が15円の賄材料費の増額分を公費で負担しております。さらに、令和6年の4月分からは1食当たり10円を追加しているところでございます。このように、現在規定している学校給食費と食材調達に係る賄材料費にかい離が生じていることから、見直しが必要となってきております。今後も安全な食材を使用し、栄養価を保った給食を提供するために、学校給食費の見直しについて、8月の教育委員会定例会に上程、議決をいただいた上で、8月23日に開催されました土浦市立学校給食センター運営審議会において諮問いたしましたので、御報告させていただきます。なお、この後のスケジュールとしましては、10月下旬に運営審議会を開催し、答申をいただく予定となっております。審議会において答申を受けましたら、改定額等の具体的な内容について、改めて御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問等ございますか。

○福田委員 今の現状ですよね。物価高騰が本当に大変な状態だと思いますね。相当いろいろやりくりされていると思うんですけども、お米の値段も含めてですね、現状を差し支えなければ、少し話してもらいたいんですけど、どんな現状なんですか。

○小池学校給食センター所長 8月23日の審議会の時の現状ということで御説明させていただいたんですけど、現在の給食費は令和2年度に改定したものなんですけど、令和2年度と現在の令和6年を比べたときに、どのくらい食材費の価格が上がっているのかなというのをちょっと調べてみました。令和6年に作った給食を令和2年当時の単価といいますか、それに置き換えたときにどのくらいあるのかなという部分で、1.16倍程度上がっているよというような状況です、ということをお報告させていただきます。それと、お米の価格なんですけど、昨日も申しました先週学校給食会というところから通知が来まして、私どものセンターの炊飯機能はございませんので、御飯を炊き上がった御飯をお弁当方式で学校給食会のほうから購入しているというような形になってます。毎年2回ほど、4月と10月で料金改定がありまして、11

月から3月までの部分について、このくらい上がる見込みですというのを今ニュース等でも話題になってますけど、大分上がってるということで、事前に見込みの連絡がきたところ、1キロ当たり200円以上の値上がりが見込まれるというふうなことでございました。1キロ当たり200円以上上がるとなると、ざっくりなんですけど、1食当たり20円上がることになりまして、ちょっと今頭を悩めているところなんですけど、今ニュース等で新米が出てくると価格落ち着くよみたいな報道がありますけど、見直しがあるんでしょうかというふうに聞いたところ、お米の流通のルール、ちょっと余り詳しくないんですけど、概算金っていうのを農協さんのほうから契約農家さんに払っちゃってるっていうことで、それが物すごく上がったそうなんです。そうすると、もうお金を出しちゃってるんで、少なくともこの1年ぐらい価格はこのままですよというふうな回答がございました。今料金改定ということで検討してますよということなんですけど、このお米のところをどうしようかなと、ちょっと頭を悩めているところがございます。

○鈴木委員 この先の流れの確認なんですけど、諮問された学校給食センター運営審議会のほうで料金改定の見直し、いつからいくかというのを答申しますよね。そうすると、以前は保護者が負担してるわけだから、それが保護者の給食費にはね返ってくるんだけど、ここで値上げの答申が出て、どこの財布が痛むかというところ、本市の財政が厳しくなってくるというところで、そのまま値上がり分を今までどおり、全額本市が負担していく方向でいくのか。それとも、どこかで立ち止まって、もう1回保護者の皆さんに値上がり分だけお願いするとか、そういう方向を考えているのか。今のところ、市長さんの考えは恐らく維持をしていこうとしてるのかなとは想像できるんですが、この辺は課長じゃなくて、教育長。どのような将来的な見通しを持っていらっしゃるか。入野教育長お願いします。

○入野教育長 市長がどういうふう考えているか、ちょっと私も定かではありませんけれども、教育委員会のほうの考えを述べさせていただきます。無償化の審議を、予算上の審議を、この委員会で確かさせていただいたと。その時に答弁をさせていただきました。御質問の内容が、例えば物価高騰が続いたときに、際限なくずっと続けるのかという御質問を確か委員のほうからいただいたと思います。その時に当然財政状況、その他の事情を踏まえて、歯止めなくってというのはちょっと難しいので、一定の御負担をお願いすることも、それは視野に入れてるというふうな答弁を差し上げた記憶がございます。当然現実的に国の状況も総裁選があって、いろいろな給食費についてもちょっと触れられている候補者がおられるようですが、昨年からといいますか、まだ間もないということもありますし、よその自治体も同様にまだ継続していると、そういった自治体間のバランスなども考慮しなければいけないのかなと、そういったところもございます。いずれにしても、国への要望は引き続き組織的、あるいは個別に継続をしていくことには変わりはありませんが、冒頭お答えをしたとおり、一定の言動は当然踏まえた上で、現実的に対応することが適切なのかなと、そのように思ってます。そういったときに、各家庭、保護者の御負担をどの程度軽減するかということも同時に、また、元に全額ということも含めて、あるいは一定の御負担軽減もということで、いろいろな考え方があると思いますが、それを改めて検討を差し上げながら、委員会でも審議をしていただきながら検討していくと。いずれにしても、ずっと継続ということは、この高騰等を考えて困難なのかなと。そのように考えております。結論としましては、前と同じであります。

○鈴木委員 まず、本市が無償化に踏み切った背景には、当時の政権の中で国からある程度の財政的支援が来ることを期待した形で踏み切ったわけですね。教育長おっしゃったように、総裁選の結果によってはどうなるか分からないというような状況にありますから、国の動向とか周りを踏まえて、無償化を継続するかどうかというのは、もうそこを聖域としないで審査していかないと、本市の財政上厳しくなっていくとか何かってというのは、もう執行部のほうで判断されたら、議会のほうとも相談、議論を重ねて、継続が否かという議論も必要になってくるのかなということを考えるんで、無償化というのを1回踏み切ったところを聖域としないで柔軟に考えていかないと。本当は無償化が継続されれば1番いいんだけど、この物価高騰という想定外の事態が起きてるので、そこを鑑みながら幅広く議論をしていくというのが必要だと思うんで、この審議会がある程度の答申を出してきたときに、この文教厚生委員会の場でも話し合いをさせていただければいいかなと思います。

○入野教育長 委員からありましたとおり、この委員会でもしっかりと審議をしていただきたいと思います。

○勝田委員 意見なんですけど、さっきの米価の話に関しても国は米価が暴落しないように、ある一定以上は飼料米に回す等の施策をやってますよね。農水省でね。そういったことでコントロールしてます。これは間違いない。ただ、値段に関しては、エネルギー高騰とかいう問題に左右されやすい問題じゃないですか。いずれにしても、掛かるものは掛かってしまうということです。無償化してますから、市が今の状況だと負担をして、子供たちには1食20円プラスになってしまうかもしれないけども、そこは不自由なく、子供が食べる側にとってみて世相が余り左右されないように、誰がお金を出すかっていうのは議会、執行部で揉んでいけばいい話であって、左右されないように。そして、現場が本当にもうカツカツで、選びようもないような状況かどうかということも含めてよく聞いてあげて、厳しい財政というのは常にあるわけですけども、現場というか、食べる子供たち、そして、作る給食センター側が十分にいいものを提供できるような姿勢を応援していくというのが私は必要なのかなというふうに思います。これは、意見です。

○吉田(千)委員 私も文教厚生委員会から、審議会の委員として行っておりますので、今それぞれの委員の皆様からの御意見を承りまして、また、教育長からもお話を承りました。そういったことをしっかりと鑑みながら、子供たち、そして、それを支える父兄の方々、今の現状をどのようにちょっと考えておられるのか。そういったこともしっかりと伺いながらですね、安全な給食、そして、おいしい給食がどのように届けられるか、その辺本当に考えなければならぬ。そういう案件だなというふうに思っております。私は審議会の委員としてまいりますので、何か御意見等々あれば、委員の皆様からもお寄せいただければというふうに思うところでございますので、どうぞよろしくお願いしたいと存じます。

○矢口委員長 今吉田委員が言われたとおり、私たち文教厚生委員会もこの審議会に対して吉田委員を通じて意見を言えるということで、この委員会の公式の場でなくても伝えていただきたいと思います。私のほうからも一つ確認させていただきたいんですが、まずお米の値段が約20円ほどコストアップになってる。それ以外の食材費、大体お幾らぐらいなのか。10月下旬に行われる審議会の中での答申で結果が出てくるんでしょうけど、センターとしては幾らぐらいのコストアップを見込んでいるのか。あと、今後のスケジュールに関しては、この答申次第でしようけど、1

0月下旬に行われるということは、12月議会に補正を上げるような考えでよろしいんでしょうかね。

○小池学校給食センター所長 まず、スケジュール的なものなんですけど、いつから改定するかというのも今回の諮問の内容になってますので、それが今年度からということであれば、12月になるかと思いますが、来年の4月からということであれば、予算的には来年の当初予算に反映する形になるかと思いますが。諮問の時期の答申によってそこは変わってくるのかなど。あとどのくらい上がってるのか、幾らぐらいになるのかなというところなんですけど、先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですが、2年と6年比べたときに1.16倍上がってますよと。この1.16を金額に反映するとすると、大体700円から800円位上がる形になります。そこに更にそのお米の価格、ただお米のほう、1食当たり先ほど20円、ざっくり20円ぐらいですっていうお話ししたんですけど、毎回御飯が出てるわけじゃないもんですから、大体1週間のうちに3回が御飯ですね、あと1回がパンと麺という形になってますので、5分の3というふうに考えますと、ならしたときに1食当たり12、13円、この位の反映になるのかなと思います。そうすると、更に200円でありますかね。月額更に200円ぐらい。その金額を単純に反映させるとすると、そういった計算になるのかなと思ってます。

○矢口委員長 いずれにしても、どこかのタイミングで議会に諮られるということなので、その場でも私たちもいろいろ真剣な議論をしていきたいと思えます。

○福田委員 お米の件ですけれども、国が備蓄があるわけで、これを放出すればいいんですけども、これがすぐやられてないんですけど。あとJA、いわゆる農協ですね。ここのパイプはあるんですか、いろいろやりくりも含めて話ができるような。

○小池学校給食センター所長 私どもの食材のほうなんですけど、事前いわゆる入札じゃないですけど、その入札参加依頼みたいなその登録をさせていただいて、登録していただいている業者さんに毎月札を入れてもらうようになるんですけど、その中にJAさんは残念ながら入ってません。JA水郷さん入ってませんので、これはちょっとうちのほうでどうしてなんですかって直接聞いたわけではないんですけど、ちょっと理由を聞いたところ、そのJAさんのほうの考え方として、ほかの業者さん、卸さんなんですかね。そこと一緒に競って入ってくるのは、ちょっと立場的に違うんじゃないかというふうなお考えがあるみたいです。ですので、野菜とかでは入ってないんですけど、ただ、お米につきましては、学校給食会のほうでまとめて購入してもらって、御飯という形で納入してもらっていますので、学校給食会が買うのが全農茨城っていうんですかね。いわゆる農協さんの総元締めみたいな所じゃないかと思うんですけど、そことのやりとりの中で1キロ当たり200円ほど上がりますよという回答があったということです。

○鈴木委員 米もそうなんだけど、パンもそうだよ。学校給食会を通して来てると思うんだけど、パンも小麦の値段で、例えば土浦市内にある業者さんも給食のパンを提供しづらくなって撤退をしてくると思うんですよ。だから、元々のあった地場産業自体が、例えばいろんな商店街、小さい商店がお肉を納めてたり、野菜を納めてたりっていうのもだんだん今の経済状況の悪化に伴って、給食でだけ食べられてた八百屋さんがいたり、肉屋さんがいて、パン屋さんもそう。みんなもう辞めてるんですよ。だから、そういう背景を含めて議論していくしかないんで、そういった各食材についての大元のデータみたいなのを提示していただける機会があれば。急いでいつまでとかじゃなくていいので。料金との関係で私たちが学校給食の仕組みについて、か

なり勉強不足だと思うんですよね。その部分の判断材料を与えていただけるようお願いをしておきますので、細かい質問が出るかもしれないんだけど、そこに対応できるような基礎資料を作って提示していただかないと、私たちの理解不足で判断が間違っているというのが一番まずいので。基礎のデータを作っておいてください。いつまでというのは、7月とか、12月とか、3月とか限定しませんから。料金改定の議論の材料としてそれができるようにしていただければ助かります。これ要望ですから、答えはいいです。

○小池学校給食センター所長 承知いたしました。鈴木委員のほうからパン屋さんとかが撤退してるっていうお話出しましたが、実際他県では麺業者さんが後継者がいないなどで辞めてしまって、麺を出せなくなったっていうような件は実際にあるそうです。私どもがお付き合いのあるところは、今のところまだ頑張ってくれておりますけど、実際に日立市さんのほうで御飯を提供していた米飯業者さんのほうが廃業ということで、日立市さんのほうはほかのところから御飯を入れてもらってるっていうような状況があるみたいです。学校給食会のほうの会議出た時に理事長がおっしゃってたんですけど、中小企業のところが御飯屋さんだったり、パン屋さんだったりっていうのやってるんで、やっぱり後継者不足だったり、あとは当然商売なんで儲けが出なければ当然事業継続できないよねと。ただ、そういうところがかといって新規産業というものもなかなかない業界だということで、そういったところをある程度守っていくということを考えないと、学校給食制度そのものが崩壊してしまうんじゃないかというようにお話を聞いてまいりました。今鈴木委員からおっしゃられた基礎データのほうは、ちょっとまたこの後御相談させていただいて、御用意できればと思いますので、よろしくお願ひします。

○矢口委員長 それでは、この件をもう一度まとめると、給食費無償化した時点ではここまでの食材費の値上がりというのは想定されてなかった。また、今言われたように、業者さんのことも含めた非常に大きな話になってきますので、この委員会、この場でやるのか、それとも、改めて別の機会を設けて、この給食に関して私たちも理解を深める場を設けたほうがいいのかもかもしれないんで、その件については、日程等を私のほうに御一任いただいて、そのように進めたいと思いますので、小池所長も御協力よろしくお願ひいたします。

○勝田委員 先ほどお米のお話で1食20円アップ、でも、毎回ではないから月当たり幾ら出て出たじゃないですか。一方で小麦もかなり値上がりしてると思うので、御飯じゃなくてパンを出されてるその値上がり分っていうのは、1.16倍の中に入れた感じでいただいたんでしょうか。それとも、パンはパンで、別途でプラスになるっていうそんな感じですか。

○小池学校給食センター所長 現在のところ、個別に何がどのくらい上がってるっていうところは考えてなくて、1.16が適正なのかどうかは取りあえず置いておきまして、1.16の物価上昇の中でそういったものは飲み込む形で考えております。ただ、御飯については上げ幅が大きいので、別途考えないと厳しいかなと思ってるところです。

○矢口委員長 この件はここまでといたします。つぎに、土浦市国民健康保険生活習慣病予防講演会について、執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 資料の6をお願いいたします。土浦市国民健康保険生活習慣病予防講演会について、御案内させていただきます。この講演会を開催する趣旨としましては、保健衛生普及事業の一環としまして、各ライフステージにおいて疾病予防、

心と体の健康づくりなどの知識を知ってもらう機会を設けることによりまして、市民の健康づくりと健康寿命の延伸を推進するため、開催するものでございます。今回土浦市の薬剤師会から推薦頂いた松村明先生を御紹介いただき、「脳の健康寿命延伸のために」との演題で御講演いただくことになりました。先生のプロフィールを始め、開催日時等につきましては、御覧のとおりでございます。是非委員の皆様も御都合がございましたら、講演会へお越しいただけましたら幸いです。

○矢口委員長 何かございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上でその他は終了となります。委員の皆さんから執行部へ何かございますか。

○勝田委員 多くの方がいらっしゃる時に1点お伺いをしたいことがあります。小中学校の現場でお休みになられる先生方がいらっしゃって、それは様々な理由で教務の先生、教頭先生、校長先生が授業のほうに出られてるという話を聞きます。お休みになった先生の代わりに派遣されるその間の先生方がいらっしゃると思うんですけど、頼んでもなかなか人材不足で来ないんですよっていうのを伺ってます。その状況が実際にはどんなものなのかということと、もう一つ、学校の現場を支える支援員さんっていらっしゃると思うんですけども、こちらの方の時給ってというのは市町村によって違うと伺ってるんですが、募集をするに当たって、土浦市の時給と近隣の市町村の時給が違うと聞いてるんですが、どのくらい実際はかい離しているものなのかというのを教えていただければと思います。支援員さんをお願いするにも、もちろん働くほうは時給が高いほうがいいに決まっていますから。何かその時給の差が支援員さんを配置するのに問題になるのかどうかという観点からお伺いしたいんですが、よろしいですか。

○岩田指導課長 議員のほうからの御質問のきっかけとなった学校に確認したところ、校長先生が単独で授業をされてたっていうような話をお聞きしたんですけども、今年度校長先生が授業を担当せざるを得なかったというのは、その学校ではその日1回のみということでした。教員の御家族が急な体調不良によって看護が必要となったため、緊急的に校長自身が教科専門である算数科の授業を1時間担当したというようなことでした。職員室のほうには事務職員が常時待機しておりますので、危機管理に対しましては速やかな情報提供、共有と校長による判断指示ができる状況は整えてはいたんですが、このような危機管理体制を保ちながらも、校長自ら2人目の先生として授業に参加する場合もあったということになります。小学校において授業を担当できる教員の定数というのは、義務標準法に基づく標準によります。算定基準で例を申し上げますと、小学校12学級の学校だとすると、養護教諭、事務職員も含めて18名の構成となります。授業を実際に担当できる人間は、校長、教頭等も含めて16名となります。その学校において、例えば授業者2名が公務で郊外へ出張となったり、また1人が休暇を取得したりした場合には、校長先生以外全員が授業者となるような時間も出てまいるという状況です。育児休業や療養休暇などによって、一月以上職務から離れる教員が出た場合には、県教委と協力しながら代替教員を探して補充するようには努めております。しかし、特に年度途中からの補助者を探すことは難航する場合がございます。議員御指摘のとおり、今補充者がなかなか見つからない状況というのは正直なところありまして、任命権者である県では、任期に限りがある教員を補充者として現在講師として任用している場

合が多いのですが、現在教員の採用選考で正規教員として任用を目指すように進める一方で、現在小学校教員の採用倍率は10年前の2.7倍位だったところから、今年度は実質1.5倍まで低下していることもあり、教員の補充者として務めることができる方の総数っていうのが減っているという状況にあり、補充者が見つからない大きな原因となっています。今後教員が子供たちと向き合う時間と質を確保する、そういった環境整備が必要となっているので、教員の成り手への確保というのは、どの市町村も重要になってくると思うんですが、現在教職員の定年が段階的に延長しております。今後定年年齢が65歳まで引き上がります。こうしたベテラン世代で、勤務意欲の高い教員を確保していくというようなことも、今後重要になってくると思っております。また、教員をサポートする支援員などの外部人材については、現在学校のほうに派遣している職種だけでも16ほどの外部人材は配置しております。例えば特別支援教育支援員や学校サポーターと本市で呼んでいますが教員業務支援員、こういった方々の待遇についてですが、1番安い時給として学校サポーターのほうで9月までは953円、来月10月1日以降、最低賃金の県の数値が変わりましたので、1,005円になります。また、特別支援教育支援員などは、1,054円が現在の時給額となっております。職種によっては、資格等も必要となるものもありますので、そういった場合には時給のほうは上がりますが、本市の会計年度任用職員として採用しておりますので、どうしても市の全庁的に設定されている時給額が基となっているところがありますので、実際にほかの市の状況の時給額が高くてもなかなか上げられないという状況もございます。実際につくば市などと比較すると、職種によって時給額の差が違いがありますが、200円から300円程度違う職種があるということも実際のところでは。

○**勝田委員** 某学校は特殊な例っていうのは分かりました。もう1回ちょっと聞きたいんですけど、状況は分かったんですね。分かったんですけども、そうしますと、代替教員の方が少ないっていうのは分かったんですけど、いなくなったから頼みたいってお願いをしたときに、どこに行こうかって決めるのは代替教員の方があそこなら行きたいとか、ここはちょっとっていうのを決めるっていうことですか。その選択肢っていうのは、どういうシステムになってますか。

○**岩田指導課長** その代替教員の募集については、欠員が出ている学校が出たときに募集を措置していくという形になりますので、該当する学校に補充するための教員として面接などを行わせていただき、配置のほうをしていくこととなります。もちろん待遇面などの条件をお知らせすることで、それではちょっと厳しいですというような場合が多くて、現在非常勤講師としての採用であれば申し込みたいんですけども、常勤として週5日間、フルタイムで働くっていうことに対しての希望がかなり少なくなっているというのが状況です。

○**勝田委員** 代替教員の方の給料というのは、もう決まってるっていうことですか。例えば土浦に行くから幾ら、つくばに行くから幾らということじゃなくて、もう決まってるということですよ。きっとそうですよね。となると、実際にどこに行かれるのかっていうのは、待遇面っていうのもあるとなると、ほかの環境の差で行き先を検討する可能性があるっていうことですよ。考え方としてはですよ。給料は、どこに行っても一緒です。でも、学校によっていろんな状況というのはもちろん違うでしょうから。という観点からいくと、様々なこれは要因があると思いますけども、そこでちょっと来て欲しくなるようなものを整えていく。時給では反映できないわけですから。整えていくということが、もし土浦の市内の学校が不足してるならですよ。そんな

なことありませんっていうなら、それ以上結構です。ただ、不足がちですと。実際に現場も大変なんだということであれば、来てほしくなるような状況をほかの面、要は市がコントロールできる範囲の中で整えてあげるというのも選択肢の一つかなというふうには私は思うわけなんですけども。そういった中で様々な要因はあると思うので、本当の1例として先ほどの支援員さんがふんだんにいらっしゃるのか、あんまりいないのかっていうのも条件の一つなのかなというふうには思います。自分がもし行くとしたら、そう思いますから。その中で、時給に関しては実際下がりますよと。それは今おっしゃったような、市のほかの任用職員さんの基準もあるからなかなか難しいんですよっていうのはお立場からよく分かるんですが、そこは現行制度では難しいかもしれないけども、整えていく必要、整えるというのは、高いところとどっち行くなって言ったときに来ていただけるようにして、学校環境を整えるということであれば、そういったことも検討していただいてもいいのかなという。これは、希望というか考え方として、そういう点もあるのかな。でも、その基本には、いや先生も十分で必要ないですよとか、支援員さんも今十分なんですっていうのであれば、そんなことは考える必要がないので、前提として伺ったわけなんですけども。支援員さんの数、そして、代替の先生の数というのは十分足りているという認識でよろしいんでしょうか。それとも、なかなか厳しいということなんでしょうか。

○岩田指導課長 議員から御質問のあった十分支援が足りているかどうかということに関しては、他市の状況と比べてもそれほど遜色はない。どちらかという、土浦市は様々な職種の人材を学校のほうに配置しているという状況はございます。ただ、学校の現場のほうの声を聞くと、まだまだそういったサポートの人材を求めているという現状もありますし、ここ数年の間に外部人材を配置している教育総務課、学務課、指導課の担当のほうでは、拡充に努めてきております。また、他市との待遇面での違いについても、3課で連携しながら、増額に向けて検討を進めながら、少しでも各支援員さんの待遇に比べられるようにということで、今努めているところです。

○矢口委員長 ほかによろしいでしょうかね。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、最後に執行部のほうから何かございますでしょうか。

(「ございません」という声あり)

○矢口委員長 それでは、ここで請願・陳情の内容に関連のない執行部の方は御退席いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。それでは、暫時休憩いたします。

(午前11時15分休憩)

(午前11時20分再開)

○矢口委員長 再開をいたします。協議事項(2)付託された請願・陳情の審査に入ります。はじめに、受理番号13土浦二小前交差点の通学路点検に関する陳情となります。資料1をお開きください。事務局より陳情書の朗読をお願いします。

○高橋議会事務局書記 朗読いたします。土浦二小前交差点の通学路点検に関する陳情書。趣旨。土浦市では「土浦市通学路安全プログラム」に沿って、協議会の開催、通学路の点検などを行っていただいておりますが、点検箇所一覧表には危険な状況が完成されていないにもかかわらず、対策の進捗が「済」となっている箇所が幾つも見られます。土浦第二小学校の通学路に関して言えば、危険な箇所は幾つもあるのに、対策内容が限定的であり、その上、「対策実施不可＝現状維持→対策済み」となっています。これでは、危険な状況を見過ごしていると同じで、点検していただく意味があ

りません。番号83の二小前交差点においては、対策が「道路拡幅」のみとされています。そして、道路の拡幅が困難なため、現状維持としています。これで対策済みとされても、危険な状況は何ら変わりません。二小の通学路においては、10年以上危険箇所を指摘されながら未対策のまま放置されています。対策方法を幅広く検討し、危険な状況の解消を目指して、効果のある対策の実施をお願いします。陳情事項1土浦第二小学校の危険箇所(番号83)の再点検と対策の再検討及び対策未完了箇所への追加。以上です。

○矢口委員長 それでは、各委員の御意見等をお伺いいたします。また、改めて執行部に質問がある方は一緒に御質問をお願いいたします。ということで、この陳情書の中で過去の危険箇所を指摘されながら未対策のまま放置というような文言があるので、まずは執行部のほうから今までの経緯等を御説明いただいてからのほうがきっと進めやすいと思います。

○鈴木委員 すいません。まず、この陳情書に対する私の考え方を述べさせていただきたいので、この内容を読んだ限りでは、本日採択、不採択の判断は私はできないと思って、継続審査を求めているんですけども、まず、この方はなかなか、PTAに関しても精通しているようです。土浦市通学路安全プログラムに沿って、通学路の点検などを行っていただけてますが、点検箇所一覧表には危険な状況が改善されていないにもかかわらず、対策進捗済みとなっている箇所が幾つも見られますというのは、この方の主観であって、客観ではないと思うんですね。客観の判断を下すのは、私たち文教厚生委員かなと思ったというのが私の考えの一つ。二小に関して具体的に述べられているんですけども、私たちの議会の立場としては、二小だけが管轄ではないんですよ。市内の小中学校全部、これをまず点検しなければ、本当にこういうことがあるのか、対策の実施が不可で現状対策済みとなっているのかどうかは、これは私たちが自分たちで確認しないといけないので、この方が事実でないことを言っていると、何かそういう話ではなくて、私たちの目で今まで学校現場で点検しているものをチェックするという作業が必要であろうというふうに考えるわけです。この番号について、指摘されたところは当然私たちも確認をする必要があるんですけども、全小中学校に対しての危険箇所は、毎年今頃の時期に多分PTAの安全委員会などの機関と学校の担当の先生、場合によって役所の方と点検をしていると思うので、まずその一覧を作ってくださいと思います。継続にして、市内の小中学校のデータを見て、その上でこの請願・陳情についての採択、不採択を決めたいというのが私の考えです。今現状を聞いてしまうと、ここの二小だけの対応になってしまうので、そうじゃなくて、全部の学校に対してのものが出そろった上で判断をさせていただきたいということを私は思います。

○矢口委員長 鈴木委員の意見がそのようであります、皆さんいかがでしょうか。

○吉田(千)委員 ただ今の鈴木委員と同じ意見でございますが、点検箇所、そういう一覧ってというのはあるのでしょうか。あるのであれば、是非それをしっかり参考としながら、今後の子供の安全、通学路の安全対策というのを全体的に立って考えていかなければならないなど。それぞれのところで委員の皆さん、私自身もそうなんですけれども、ここに限らず本当に狭あいな所の対策というものは、いろいろお話を伺って、例えば道路管理課につなげたり、そういったことは今までもしてきておりますので、本当に全体に立ってこのことは見ていく必要があるんだろうなというふうには思っておりますので、資料がまず整うのかどうかだけお伺いしておきたいなと思います。

○塚本教育総務課長 こちらの通学路の安全点検なんですけれども、通学路安全プログラムというのがございまして、そちらのほうで毎年行っているものでございます。平成27年から始まっておりまして、現在令和5年度から3巡目という形で毎年度実施しております。平成5年度が一中地区、四中地区をやっております、今年度は二中地区になりますので、二中地区と五中地区になりますので、真鍋小学校、上大津東小学校、神立小学校、菅谷小学校の通学の安全点検を特に夏休みの期間中を中心なんですけれども、6月から学校のほうに調査していただきたい箇所という形で、PTAを含めまして点検箇所を上げていただいて、その上で関係機関ですね、国や県、警察、PTAの関係者、通学路ですから母の会の協力等も得まして、夏休み期間中に実際の点検箇所を皆さんで現場に行きまして、こういう対策が図れるんじゃないかという形で協議をさせていただいて、年度末にそれをまとめるといった形で一覧にしています。一覧はあるのかということですが、一覧にはこれまでの危険箇所、点検済みのところも含めまして、ホームページ上でも掲載しておりますし、資料のほうは提供できる状況でございます。

○吉田(千)委員 資料もあるということですし、もうホームページにもアップしてあるよということでございますので、しっかりそういったところを踏まえながら全体的な協議をしていくということが大事だろうということを感じましたので、私自身も継続審査ということを求めたいと存じます。

○勝田委員 私も継続でお願いしたいと思えます。何点か確認させていただきたいのですが、確か27年でしたっけ。確か安倍さんか何かの時に大きな事故が全国的にあって、緊急でこれやるっていうことになって始めたと思うんですよ。だから、かなりのスピード感を持ってやろうというような目標の基に今までやってた。市町村でやってたスピードをスピードアップしなさいってというような国の方針があってやった。現実的には2中学校地区ごとですかね。ローリングでずっとやってきてると思えます。ということで、確か良かったですよ。あと、必ずここに出たことに関しては、回答をしなければいけないというような内容でした。確か。こういう理由でできないんだとか、ここはやりまうとか、済みだとかっていうことですね。分かりました。では、その事実を基に1点確認したいんですけど、今回の陳情でこの方が出されてるのは、既に済みとなっているのになってないじゃないかっていうような御意見だと思うんですよ。何回かローリングしていくうちに済みとなっているものは、2巡目が来たときには、そこというのは言及しないというスタンスで。だって終わってるんだから、それはもう1回同じの取り上げても結果が一緒だから、そこは済みっていうのはもうやらないって感じで2巡目をやってるんでしたっけ。

○塚本学務課長 まず点検、再点検するかどうかというような御意見かと思いますが、絶対やらないというわけではございませんが、もしやる場合の条件としまして、学校の統合、また、付近に新たなマンションができて、著しくその近辺の通学の状況が変わってる場合はやる必要性はあると考えてございます。ただ、こちらの状況を確認しますと、現時点ではそのような要因はちょっと見当たらないのではないかとこのところでございます。

○勝田委員 分かりました。ですよ。何回も同じ所というのはあれですから。ただ、この方のお考えですけど、この方のお考えはできてないんだというようなことなので、市側の認識としては、いやそれは終わってるから、2巡目に来たときはもう状況変化がないから外したとすると、今までの全部点検していくっていうことになると、その辺りも何というか、全部出して、点検済みにはなってるんですけど、かつて2巡目には

入ってないけど、でも一巡目で入ってるのも本当に適当だったかどうかというようなボリューム感で鈴木委員、これやってっただけがいいって感じですかね。理想的にはそういう気はするんですけど。あと、執行部側に聞きたいのは、このデータについて、今年は今回こういうのが出ましたよってというのは文教とかに報告みたいなことはやってるんですか。

○塚本教育総務課長 報告のほうはしてございません。

○勝田委員 となると、全体的な管轄では、通学路だから文教だと思うんですけど、これが妥当だったかどうかというのをもちろん執行部が検証されてるんですけど、議会側として、その結果を受けてこういうことになったんだけど、妥当かどうかというのを議会側で何かこう検証する機会は今まではなかったんでしょうかね。それで、鈴木委員としてはやったほうがいいんじゃないかと。私もそう思います。かなりボリュームも出ることなので、継続も1回の継続で2回やるしかないかもしれないっていうボリュームだと思うんですけど、ちょっと長期間で考えていってもいいのかなという気がします。そして、その先のことはちょっと早いと思いますけど、これは対策済みって言ってるけども、そうじゃないんじゃないかって文教がお返ししたときに、例えば道路課でやりようがあるのかどうかっていう問題も出てきますよね。きっとね。先の話なんですけど。そういう懸念も出てくるなという気はしますが、文教のメンバーがこの問題、今まで出てきたこの現状に関して把握するというのはいいことだと思いますので、時間がかかるとは思いますけど、やったほうがいいのかなと私は思います。

○矢口委員長 勝田委員からの御意見でしたが、是非全員の委員さんからも各々の意見をお伺いしたいと思います。

○根本委員 私も今鈴木議員、吉田議員、勝田議員がおっしゃったようなことなんですけれども、この陳情を見た時に、対策が現状維持、対策済みといったことで、していたことが10年以上たっても変わらないとか、陳情された方がそういう思いでいたところから、今おっしゃったように、そこが本当にどうだったのか、それで良かったのかなっていうところも含めて、私たちも確認すべきかなっていうことをすごく思いました。皆様おっしゃっていたように、ボリュームが大きくなるのかもしれないけれども、そこはしっかりと確認をしていくことが大事かなと思います。その上で継続審査をしたほうがいいと思います。

○福田委員 継続については、私も同じ考えです。ただですね、これを見ますと、危険箇所の状況がありますよね。それから、この方は5件にわたって詳細にいろいろ調べたんでしょうけれども、写真付きでいろいろあるんですけど。これは二小に限ってなんですけども、危険箇所の状況というのは、この方が言っているとおり、これは現状なんじゃないかな。これをどう改善するのかってというのは、教育委員会だけではできないこともあると思うんですけども、その辺はどうなんじゃないかな。

○塚本教育総務課長 この表について、お話をさせていただきますと、各学校から上がってきたものについて、その対策について、この中で表現するというのがなかなか難しいところではあるんですけど、国のほうの判断基準というのがまずございます。この安全点検をしていく中で、現状維持とかそういった内容に対しての国の考え方というのがございまして、まずそこからお話をさせていただきますと、こちらのほうの対策のほうの考え方に準じてこの表を作成しているわけなんですけれども、例えば学校からの要望がガードレールの設置、道路の拡幅といった内容だった場合に、ハード面の整備が求められるわけなんですけど、そういったときに、地元の協力が得られて設置可能であるかどうかという判断になるとは思うんですけども、その部分は警察とか、

先ほど申し上げた関係機関のほうでその現場を見て、設置が可能かどうかも含めて、ほかのハード面での整備が大丈夫かどうかというところも含めて協議をしていくわけなんですけど、例えばガードレールが設置が可能だ、地元の協力が得られて拡幅も可能だっていうことであれば、その間はハード面で速度規制とか、そういったほかの対策をしつつ、暫定的な安全対策としてそちらを見なすことができるんですけども、根本的にもできないといったハード面での整備が難しいという部分に関しては、国のほうでは、路面標示の設置とか、グリーン帯の設置などですね。その時点で取り得るハード対策を講じて、あと、ソフト面では学校のほうに安全指導、時には通学の変更といった点も含めてソフト対策を行った上で、進捗状況については、対策済みというような方向性が示されているものであることから、今回対策済みという形にはさせていただきます。ただ、そうした細かい内容がこちらのほうには記載がなかなか難しかったために、こういった誤解を招いた点もございますので、この表につきましては、今後より詳しく、どうしてその部分が対策ができないのか、それに代わったハード面の対策、路面表示や速度規制を行った事実がございましたので、そういったところは記載をして、より分かりやすく対策をしたところを表記していこうとは思っています。例えばなんですけれども、鈴木議員いらっしゃるので、新治地区を言ってみますと、J Aの所の交差点があるんですけども、J Aの交差点に歩道橋を設置してほしいというような要望がありました。なかなか歩道橋の整備に関しては、ハード面的に難しいということもありまして、ポールを立てて信号待ちの所をハード面で整備したというような過去の経緯もございます。そういった安全対策、その時に取り得るハード面での整備をした上で、現状維持ですとか、対策済みというような判断を国のほうに準じて記載しているところですので、その旨の説明をさせていただきました。

○**福田委員** 例えばこの(2)かな。私も菅谷小学校の近くに住んでますけども、元々道路が狭いんですよね。狭い道路にセンターラインのはみ出し、要するに黄色いはみ出し禁止線もあるわけじゃないし、こういう道路は本当に多いですよ。通学路全体を見ても。ですから、こういう所にどう規制をするかっていうのは、本当大変ですよ。うちのほうなんか狭い道路は、保護者の皆さんがいろいろ協力してますけども、いずれにしてもですね、全体を調べて、どう具体的に解決するかっていうのは、そんな簡単には回答出ないと思うんですけども。その辺はちょっと工夫をしなければならぬんじゃないかなと思いますね。私は継続にしたほうが良いと思います。

○**田中副委員長** 私もこの間の質問で通学路の話を見せていただいたんですけど、この資料からすると、道幅が狭いので家がセットバックしてくれていいふうに言いたいと思うんですけど、なかなかそこまで現実的に無理かと思うんですけど、うちの地区のところでも1メートル位の歩道でラインを引いてもらったんですよ。そうしたら、そのラインのおかげで、歩行者はそこを歩いていて、車もそのラインができたために、減速して走るようになりましたので、ここの写真のところもちょっとラインでも引いてもらうとちょっと違うんじゃないかなと思っております。やっぱり、その道路で関わってる子供たちを見てないと、多分その危険性は分からないんですよ。ここは危険ですよって言ったって、どう危険なのか、写真だけではちょっと判断できないことって多々あると思うんですけど、親身になってそのところの現状を現地の人に確認してどんな形なのかっていうのは、どういうような危険があつていうのは分からないと、多分対応しても、我々的には写真を見てこれでいいんじゃないのって言っても、当事者としてはそうじゃないんですよ、こうなんですっていうのを言いたいのかなっていうところもあつて、継続審査にして見ていかないといけないかなと思っております。

○福田委員 国土交通省が今度法律を改正しますよね。狭い道路、生活道路も含めて。そのことがテレビでやってたんです。その辺のところ、執行部のほうで共有されているようなことがもしあれば、聞かしてもらいたいです。

○矢口委員長 突っ込んだ話はまた別の機会に時間をとってやりたいと思うんですが、その規制の話が今出たので、それだけ今確認してしましましょう。その件は説明できますか。

○塚本学務課長 大変申し訳ありませんが、その情報については、手元に資料を持ち合わせておりませんので、確認をさせていただくということをお願いいたします。

○矢口委員長 また別の機会にそういったお話も伺えればと思います。

○鈴木委員 内容についての審査じゃなくて、取扱いを継続にするのか、採択、不採択にするのかの議論なので、継続にして議論するのであれば継続にして、今言ったような議論は後でやればいいのかと思うので、まずそこだけ決をとっていただければ。

○矢口委員長 平岡委員、御意見お願いします。

○平岡委員 私も継続で行くしかないのではなかろうかというふうには思いました。この道路私も時々通ることがあるんですけども、本当に狭くてすれ違えないです。この写真で見ても分かるように、この白い車はどなたかの土地に入り込んですれ違っているという状況です。また、両側のお家の状況を見ても、現状拡幅っていうのは非常に困難であるかと思えます。先ほど塚本課長もおっしゃってたように、何らかの対策を打つのであれば、路面表示とかを現状ではやっていくしかないであろうというふうに思われますので、継続審議にして、その状況をしっかり把握した上で対策をまた練っていくという方向でよろしいかと思えます。

○矢口委員長 ということで、皆さん継続という御意見ですので、継続審査についてお諮りいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

(7名全員挙手)

○矢口委員長 賛成多数であります。よって、受理番号13は継続審査とすることに決しました。つぎに、受理番号14 匂橋付近～下高津一丁目交差点の通学路点検に関する陳情となります。資料2をお開きください。それでは、事務局より陳情書の朗読をお願いします。

○高橋議会事務局書記 朗読いたします。匂橋付近～下高津一丁目交差点の通学路点検に関する陳情書。趣旨。土浦市では、土浦市通学路安全プログラムに沿って、協議会の開催・通学路の点検などを行っていただいておりますが、点検箇所一覧表には危険な状況が改善されていないにもかかわらず、対策の進捗が「済」となっている箇所が幾つも見られます。土浦第二小学校の通学路に関して言えば、危険な箇所は幾つもあるのに、対策内容が限定的であり、その上、「対策実施不可＝現状維持→対策済み」となっています。これは危険な状況を見過ごしているのと同じで、点検していただく意味がありません。番号202の匂橋付近～下高津1丁目交差点において、現状が「歩道が狭い」となっていますが、歩道はほぼありません。匂橋付近にある短い坂の部分の古いコンクリート製張り出し歩道しかありません。歩道が整備されていないため、外測線により区分された狭い路側帯を歩行者や学童が歩いています。それなのに、「外測線を引いて対応」となっているのは、何も対策をしないということです。これで対策済みとされても、危険な状況は何ら変わりありません。二小の通学路においては、10年以上危険箇所を指摘されながら、未対策のまま放置されています。対策方法を幅広く検討し、危険な状況の解消を目指して、効果のある対策の実施をお願いします。

陳情事項 1 土浦第二小学校の危険箇所（番号 202）の再点検と対策の再検討及び対策完了箇所への追加。以上です

○矢口委員長 こちらも二小地区の通学路に関する陳情でございます。それでは、各委員の御意見等をお伺いいたします。

○鈴木委員 先ほどの理由と全く一緒で、これも継続でお願いいたします。

○矢口委員長 鈴木委員からそのような御意見がありました。各委員の皆様からも御意見をお願いいたしたいと思えます。

○吉田（千）委員 私も先ほどと同じですので、継続とさせていただきたいと存じます。先ほど、塚本教育総務課長のほうからお話がありました記載について、もう少し詳しくというお話がございましたので、その辺なかなか書ける範囲が狭いので、難しいところもあるかと思いますが、できるだけそういったところを丁寧に書いていただくことが大事なかなというふうに思いましたので、要望とさせていただきます。

○矢口委員長 今のは要望ということでよろしいですね。

○吉田（千）委員 はい。

○矢口委員長 ほかの委員の皆さんからもお願いいたします。

○田中副委員長 私からも継続でお願いしたいと思えます。

○根本委員 継続でお願いいたします。この辺は私もよく通る所でもありますので、改めてしっかりと確認をしていきたいと思えます。

○福田委員 私も継続でお願いしたいと思えます。

○平岡委員 私も継続で審議していきたいと思えます。

○勝田委員 継続でお願いします。

○矢口委員長 ということで、委員の皆様全員継続ということでしたので、継続審査についてお諮りいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

（7名全員挙手）

○矢口委員長 賛成多数であります。よって、継続審査とすることに決しました。つぎに、受理番号 18 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願となります。資料 3 をお開きください。事務局より陳情書の朗読をお願いします。

○高橋議会事務局書記 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。請願趣旨。学校現場では、子供の貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引下げられました。小学校だけにとどまることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子供の学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自

治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。以上です。

○矢口委員長 それでは、各委員の御意見等をお伺いいたします。また、改めて執行部に質問がある方は一緒に御質問をお願いします。

○鈴木委員 毎年同じ請願が出てきて、私が文教厚生委員になった当初から、ほぼ同じ内容の請願でその都度採択はしている案件ではございますが、近年ここに書いてある内容と教育現場の困っていることが若干ずれがあるような気がするんですね。少子化によって自然と35人学級の状態に今はなりつつある。子供の数がどこでもいなくなっているんで、まず少人数学級というのは、もう自然と子供の少子化によって出来上がっているんじゃないかという。特に本市においては。長時間労働是正を実現するには、学級数が多くなればなるほど、先生たちの負担は重くなっていくような気がするんですね。1人の先生が1教室で見られる数っていうのは25人とかね、30人が一番いいんだろうというのは私も分かるんですけど、それと長時間労働是正はまた別な問題だと思います。

○平岡委員 実はですね、鈴木議員から先立ってその旨お話をいただいて、教職員組合のほうに行ってまいりました。現状土浦市においては、大体35人以下学級になってきているんですけども、例えば私のいつも孫の話で申し訳ないですけども、真鍋小1年生120名で30人ずつ4クラスだったんですが、これが119名であると、とんでもないことになってしまうわけです。そういう現実が実はあって、それでも一応標準定数ですから、35人ということで、それにのっとってやらなきゃならないかと思うんですけども。あとここで問題になってくるのが、特別支援学級のお子さんたちも学級の35人の外で学級に戻ってくるので、学校によっては40人を超えてしまう学校が出てくる。そういう問題もあったりして、やっぱりこの35人以下学級を堅持していきたいということと、35人以下の学級にして教職員の数を増やすことによって多忙化を少しでも食いとめていきたいという思いもあるんだと言われてきました。だから、本来であればちゃんと教職員組合から出てきて、ここで説明をしてほしいという要望も出しては来たんですけども、しっかりここで説明をすべきだという要望は出てきたんですけど、そういうこともございますので、国に出すということは全国的な問題でもあるということで、議長の名前で国のほうに出してほしいんだと切実に言われてきました。

○吉田(千)委員 平岡委員からちょっとお話がございました。うちの現状ですね、この35人学級、この辺が今現状何名ぐらいになっているのか。その辺も改めてちょっとお伺いできればかなというふうに思った次第です。分かりますかね。分からなければ後で。1点目にですね、35人学級って、鈴木委員からは子供の数が少なくなっていて、35人ではないかもしれないねというようなお話だったかなというふうに思うので、その辺ちょっと。これを出すに当たって、本市の現状がちょっとよく分かってないと難しいかなというふうに感じた次第なんですけど。

○矢口委員長 先ほど鈴木委員も言われたように、我が土浦市議会として、土浦市の状況を鑑みた上で出さないと、土浦市は35人全ての学級がなっているのにこれを出すことがいかなのかっていう部分も考えないといけないわけですね。結論を出すとすると。

○勝田委員 委員長がおっしゃった結果的になってるっていうのは、結果であって、人数自体が変わればですよ。それを2クラスに割れるのか、1クラスになるのかっていう観点からすると、それ以上の人数になることもありますよね。だから、私はこの

まま通したほうが良いと思う。もう制度自体を35人以下っていうことにしないと、今仮に結果的に35人以下になってるから良いということではない。子供の数が変動すれば学級編成が変わるんだから、その下の考えを固めたほうが良いのかなと私は思いますので、このほうが良いかな。結果的に土浦がなってるのは良いことだと思います。ただ、人数変われば、元が変わらなければ、今の結果が変わる可能性もあるので、その元を変えようという趣旨は良いのかなと私は思います。

○吉田(千)委員 今勝田委員がおっしゃっていることは、私もそのとおりだなというふうに思います。今後どんなふうにそれが変動してくるのか分からない現状もあるということで、このことについて、私自身も採択ということでもよろしいのかなというふうに思っております。

○鈴木委員 私も毎年採択してることなんで、採択はしますけど、毎年、長年見ると、この頭の文面の変化が余りないんですよ。そこを平岡委員に言うべきことではないんですけども。何か年中行事のようになってしまってるので、そこを少し検討していただいて出していただくと、もっと素直に採択できるので。今回採択しますが、そこだけちょっとお願いしたいということで、私も採択で結構です。

○福田委員 私も採択で結構です。この件に関してはね、これは茨城県教職員組合の関係者から本当ならば少しく聞きたいことがあったんですけどね。組合関係者とか、職員の人がないですから、ちょっと現状聞けないんですけども。確かに今鈴木委員が副議長が言ってるとおり、今の教育現場、それから、文科省中の教育の方針なんかとちょっとずれてるんですよ。だから、そういう点では、やっぱり現状をどうするかということも含めて、この文章を改善したらいいんじゃないかな。私もそう思います。いずれにしても、私は採択で結構です。

○田中副委員長 私も採択です。先ほども言ったように、多分去年も似たような文だったのかなというところもありますので、その辺は考慮していただければと思います。

○矢口委員長 内容に関しては、紹介議員の奥谷議員がおられますので、奥谷議員にも今回の議論の内容をきちんと伝えて、奥谷議員からも私たちの考え方をこちらの茨城県教職員組合のほうに伝えていただくようお願いしたいなと思います。それでは、ほかはないようでしたら、採決をいたしたいと思います。まずはこの件を継続審査としたほうが良い方いらっしゃいますでしょうか。

(挙手なし)

○矢口委員長 ないようですね。それでは、本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

(7名全員賛成)

○矢口委員長 全員賛成であります。よって、採択とすることに決しました。提出する意見書案文に関しては、原文のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 よろしいということで、以上で付託されました請願・陳情の審査は終了となります。後ほど委員の皆様には意見書に署名をしていただきますので、よろしくお願いたします。最後に執行部から何かございますか。

○入野教育長 ございません。

○矢口委員長 委員の皆さんからはないですかね。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 それでは、執行部の皆様は12時過ぎまでお付き合いいただきまして、ありがとうございました。

(執行部退席)

○矢口委員長 続けます。協議事項(3)請願陳情によらない意見書の提出についてに入ります。内々で付託されております。郁政会から提出依頼がございました医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書を議題といたします。サイドブックスは資料④をお開きください。事務局より朗読をお願いします。

○高橋議会事務局書記 朗読いたします。医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書の提出について。趣旨。後発医薬品の市場が拡大する中、令和2年以降、一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療機器の製造や出荷の停止・縮小が広範に行われています。その結果、医療機器や薬局において、必要な量の医薬品が全国的に入手困難となっている状況が続いています。医薬品や医療機器の安定供給は、国民の命に影響を与える重要な課題であることから、現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたり、医薬品や医療機器の増産や開発を促す支援を行う必要があります。よって、国においては、国民の安全で安心な暮らしを支える地域の医療機関や薬局へ医薬品や医療機器を安定して供給するため、医薬品の製造・流通状況を把握できる仕組みの構築、薬価制度の見直し、医薬品の開発・増産等に必要な人件費や設備投資への支援拡充等を強く要望するものです。以上の理由から、医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書を土浦市議会として、地方自治法第99条の規定に基づき、国に提出するよう取り計らい願います。以上です。

○矢口委員長 本意見書の提出について、郁政会の勝田委員より説明をお願いいたします。

○勝田委員 趣旨に関しましては、今事務局が朗読をしていただいたとおりであります。医薬品の安定供給というのは、もちろん大事なわけでありまして、そこが難しい状況になる時があるという現状がございます。理由としては申し上げたとおり、製造管理とか、品質管理の不正問題っていうこともあったと思うんですけども、それを解消するために、また、医薬品を国産で安定供給できるというのは国にとって求められている話でありますので、そこを推進していただくために、市議会のほうから国に対してその辺りをお願いしていきたいというような趣旨でございます。2枚目のほうにですね、意見書がありますけども、その下のところに具体的に何を願うのかというところもございますので、こちらのほうを朗読をさせていただきたいと思いますが、1国が製薬会社や医薬品卸売事業者の製造・在庫・流通状況を迅速かつ正確に把握できる仕組みの構築と、医薬品や医療機器の供給継続等に必要な指導を実施できる体制を構築すること。2薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、現下の薬価制度の見直しによるイノベーションの推進と、医薬品の増産等に必要な人件費や設備投資への支援を拡充するなど、適正で安定したサプライチェーンの構築や創薬力の強化が図られる財務支援を行うことということでございますので、よろしく御審議のほうをお願いしたいと思います。

○矢口委員長 ただ今勝田委員から説明のあったとおりでございますが、委員の皆様もこの今の薬の状況は、例えばお医者さんにかかって薬局に薬を貰いに行ったときに在庫がなかったりとか、そういうことを体験された方もきっと多いのではないかなと思います。それでは、各委員の皆様から御意見を伺ってまいりたいと思います。

○鈴木委員 採択でお願いしたいと思います。私も供給不足で被害を受けてる1人なので、早期に解決していただくためにも、是非意見書を提出していただきたいと思います。

○吉田(千)委員 私も採択でお願いしたいと存じます。ここにありますコロナ禍においてですね、ワクチンや治療の開発で諸外国から遅れをとるなど、大変創薬力の低下ということが本当にあるなというふうに実感しました。何で日本でこんなに遅れているのかと、その時に改めて実感をしました。そういった意味で、しっかりと財政の支援、あるいは技術開発をしっかりとやっていただくということはとても大事なことだというふうに思いますので、採択ということでお願いしたいと存じます。

○矢口委員長 確かにコロナのワクチンでものすごいお金が外国に行ってしまったという事実もありましたね。ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 私も採択でお願いします。

○田中副委員長 私も採択でお願いします。

○平岡委員 私も鈴木議員と全く同じ理由で採択に賛成いたします。

○根本委員 私も採択でよろしくお願いいいたします。

○矢口委員長 全員採択という御意見を伺ったんですが、改めて挙手にて採決をいたしたいと思います。この意見書を提出することについて、賛成とする方は挙手願います。

(7名全員挙手)

○矢口委員長 全員賛成でございます。提出する意見書案文に関しては、原文のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○矢口委員長 つづきまして、委員会の審査について、委員長報告書に盛り込むべき事項はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。